

騒音規制法における特定建設作業一覧（騒音規制法施行令 別表第2より）

項	作業の種類	備考
1	くい打機を使用する作業 くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・圧入式くい打くい抜機は除く ・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2	びょう打機を使用する作業	リベッティングハンマによるリベット打ちに限る
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラントにおいては混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・アスファルトプラントにおいては混練機の混練重量が200kg以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
6	バックホウを使用する作業	国土交通省が低騒音型として指定する機器を除き、原動機の出力が80kW以上のものに限る（※）
7	トラクターショベルを使用する作業	国土交通省が低騒音型として指定する機器を除き、原動機の出力が70kW以上のものに限る（※）
8	ブルドーザーを使用する作業	国土交通省が低騒音型として指定する機器を除き、原動機の出力が40kW以上のものに限る（※）

※低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)第2条第4項に基づき、低騒音型建設機械として指定を受けたもの。国土交通省ホームページに一覧が示されています。

振動規制法における特定建設作業一覧（振動規制法施行令 別表第2より）

項	作業の種類	備考
1	くい打機を使用する作業 くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんおよび圧入式くい打機を除く ・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機は除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・手持式のものを除く ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る